

## 生徒心得

生徒心得は、本校生徒の行動の規範を示したものである。高校時代は生命力がみちあふれ、理解力や判断力など精神活動の高揚する時期である。生徒心得の内容をよく理解し、守るなかで各自の向上と校風の発展に努めよう。

### 生活

- 1 風紀を乱し高校生の品位をそこなうような行動はしない。
- 2 次の事項を禁止する。
  - (1) 暴力行為
  - (2) 飲酒喫煙
  - (3) パチンコ等、遊技場出入り
  - (4) 夜9時以後の外出
  - (5) 無断外泊
  - (6) バイク（原付自転車）、自動二輪、普通車などの免許取得及び運転
- 3 交通法規の遵守には最大の努力を払うこと。

### 授業

- 1 勉学は生徒の本分である。学習は常に積極的研究的態度で臨むべきである。
- 2 忌引きについては以下の通り認める。

(1) 父母	7日
(2) 祖父母、兄弟姉妹	3日
(3) 叔伯父母	1日
(4) その他の同居家族	1日

### 考査

- 1 考査に際しては公明正大であること。不正もしくは物品の賃借・私語又はよそ見など疑わしい行為があってはいけない。
- 2 考査を受けるときは、筆記用具以外をロッカー又は廊下に置く。
- 3 遅刻した場合は、その事由により考査開始20分以内ならば受験を許可することがある。
- 4 答案は考査開始後30分を経なければ提出することができない。
- 5 携帯電話及び電子辞書は電源を切ってカバンの中にしまっておく。

### 礼儀

- 1 生徒は互いに人格を尊重し品位ある態度で人に接する。
- 2 先生又は目上の人に対しては言うまでもなく学友間においても常に敬愛の念をもって接する。

## 交 友

- 1 交友は信義を重んじ、互いに敬愛の念をもって自己を啓発し人格向上に資するものでなければならない。
- 2 男女間の交友は特に節度を守り、明朗純潔でなければならない。他から誤解又は非難を受けるような行動はとるべきでない。

## 校内美化整頓

- 1 学習上好ましい環境を保つために美化整頓に努める。
- 2 校舎・校具などの公共物を大切にし、破損もしくは汚損しないようにする。
- 3 生徒各自に割り当てられた机・ロッカーの類は責任をもって管理する。
- 4 各部室の清掃はその部員が行い顧問の先生に報告する。また、部長は下校の際に施錠し常に部室

の管理に当たる。

- 5 校舎・校具の使用は係の先生の許可を必要とし使用後は後始末をしておく。

## 通 学

- 1 通学に際しては交通規則を守り、安全を第一に登校する。
- 2 登校及び下校は次の通り定める。
  - (1) 始業5分前までに登校する。
  - (2) 放課後必要のない居残りは禁止する。
  - (3) 教員の指導を受けて居残りする場合は、19時終了を目途とし、19時30分完全下校とする。
- 3 登校後は許可なしに放課後まで外出はしない。
- 4 自転車通学者は所定の標識を自転車につけ所定の場所に置く。

## 服 装

- 1 服装は華美にわたらず、清楚端正を旨とする。
- 2 生徒は指定の制服を着用する。  
(I型)  
黒の詰め襟学生服に校章入りのボタンを付ける。

左襟に校章を付ける。

夏期間の略装…学校指定の校章マーク入りのカッターシャツを着用する。

(Ⅱ型)

紺のブレザーの左胸に校章を付ける。スカートまたはスラックスを着用する。

夏期間の略装…学校指定の校章マーク入りのブラウスを着用する。学校指定のベストを着用してもよい。

- 3 ソックス…白・紺・黒色のものとする。ワンポイントは可。ベージュ系・黒色のストッキング・タイツを着用してもよい。
- 4 ベルト…黒・紺・茶系のものとする。
- 5 校内での上履き、外履きは学校指定のものを使用する。
- 6 更衣は原則として6月1日、および10月1日とする。
- 7 冬期間のコート類については、華美でないものとする。
- 8 頭髪は清潔で学業に適した髪型とする。毛の脱色、染色、パーマネントウェーブは禁止する。また、髪を束ねるときは、黒または紺色のゴムを使用する。
- 9 ピアス、指輪、ネックレス等の装飾品は禁止す

る。

- 10 その他、詳細については別に定めるものとする。

## 所持品

- 1 所持品には記名する。
- 2 必要以外の所持品は所持しない。やむを得ず多額の金銭や貴重品を持参したときは、直ちに担任に預ける。
- 3 校内で金銭・物品を遺失もしくは拾得したときは、担任又は生徒指導部に届け出る。
- 4 携帯電話は持ち込み申請書を提出し、許可を得る。ただし、校内では電源を切ってカバンの中に入れておく。

## 諸届及び願

- 1 遅刻したときは生徒指導部に届け入室許可を受けて入室する。
- 2 早退又は外出しようとするときは、担任又は生徒指導部の認印を生徒手帳諸届欄に受ける。
- 3 休業日の校舎・校具の使用  
(1) 土曜日・日曜日・及び祝日に登校してクラス

活動・生徒会活動をするときは所定の手続きをとる。

(2) 春季・夏季・冬季休業中の場合は、部長あるいはクラス会長が顧問・担任と相談の上、計画書を事前に提出する。

- 4 校舎・校具などを破損又は汚損したときは、直ちに担任又は顧問に届け出てその指示を受ける。
- 5 生徒会・クラス・部などで集金する場合は、担任又は顧問に届け出て許可を得る。
- 6 学校の内外を問わず生徒会・クラス・部などで集会・ハイキング・キャンプ・登山・海水浴などをするときは、担任又は顧問の指導を受ける。また事前に生徒指導部に届け出て許可を得る。
- 7 アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ぬ事情によりアルバイトをしようとする生徒は、その仕事の内容などを担任を通して生徒指導部に届け許可を得る。
- 8 生徒がポスターなどによる掲示，印刷物の配布又は出版をするときは生徒指導部の許可を得る。